

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第49号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和47年岩手県規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(許可申請書)</p> <p>第19条 <u>法第43条第1項</u>ただし書、第44条第1項第2号若しくは第4号、第47条ただし書、第51条ただし書（法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）、第52条第10項、第11項若しくは第14項、第53条第5項第3号、第53条の2第1項第3号若しくは第4号（法第57条の5第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第55条第3項各号、第59条第1項第3号若しくは第4項、第59条の2第1項、第68条の3第4項又は第68条の5の3第2項の規定による建築物についての許可を受けようとする者は、省令別記第四十三号様式による申請書の正本及び副本に次の表に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。</p>	<p>(許可申請書)</p> <p>第19条 <u>法第43条第2項第2号</u>、第44条第1項第2号若しくは第4号、第47条ただし書、第51条ただし書（法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）、第52条第10項、第11項若しくは第14項、第53条第5項第3号、第53条の2第1項第3号若しくは第4号（法第57条の5第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第55条第3項各号、第59条第1項第3号若しくは第4項、第59条の2第1項、第68条の3第4項又は第68条の5の3第2項の規定による建築物についての許可を受けようとする者は、省令別記第四十三号様式による申請書の正本及び副本に次の表に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>2～4 [略]</p>	<p>2～4 [略]</p>
<p>5 法第85条第3項<u>又は</u>第5項の規定による建築物についての許可を受けようとする者は、省令別記第四十四号様式による申請書の正本及び副本に第1項の表に掲げる図書を添えて所管する局長に提出しなければならない。</p>	<p>5 法第85条第3項、<u>第5項又は第6項</u>の規定による建築物についての許可を受けようとする者は、省令別記第四十四号様式による申請書の正本及び副本に第1項の表に掲げる図書を添えて所管する局長に提出しなければならない。</p>
<p>6～13 [略]</p>	<p>6～13 [略]</p>
<p>(認定申請書)</p>	<p>(認定申請書)</p>
<p>第23条 [略]</p>	<p>第23条 [略]</p>
<p><u>2</u> 法第44条第1項第3号の規定による認定を受けようとする者は、<u>前項</u>に規定する申請書の正本及び副本に次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。</p>	<p><u>2</u> 法第43条第2項第1号の規定による認定を受けようとする者は、<u>前項</u>に規定する申請書の正本及び副本に<u>第19条第1項の表に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。</u></p>
<p><u>(1)・(2)</u> [略]</p>	<p><u>3</u> 法第44条第1項第3号の規定による認定を受けようとする者は、<u>第1項</u>に規定する申請書の正本及び副本に次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p><u>(1)・(2)</u> [略]</p>
<p><u>3</u> [略]</p>	<p><u>4</u> [略]</p>
<p><u>4</u> [略]</p>	<p><u>5</u> [略]</p>
<p><u>5</u> [略]</p>	<p><u>6</u> [略]</p>
<p><u>6</u> [略]</p>	<p><u>7</u> [略]</p>
<p><u>7</u> [略]</p>	<p><u>8</u> [略]</p>

8 [略]
9 [略]
10 [略]
11 [略]
12 [略]
13 [略]
14 [略]
15 [略]

9 [略]
10 [略]
11 [略]
12 [略]
13 [略]
14 [略]
15 [略]
16 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。